

り、その中で実習田や家畜などの有効な活用方法および効果的な管理方法等の検討を進めていく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○小中学校職員の旅費について

小中学校に勤務する職員の旅費については、滋賀県行政組織規則により各振興局等の総務出納課で行っているが、生徒引率など学校の特殊性により旅費システムによる自動計算ができず、その審査業務等は特殊であり負担となっている。

このようなことから、関係機関と協議を行い、小中学校職員の旅費の支払について制度改正を含め、効率的な執行方法を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(出納局)

小中学校教職員にかかる旅費については、市町村立学校職員給与負担法の規定に基づき都道府県が負担することになっており、県の旅費制度に基づき県から直接教職員へ支給する必要がある。旅費の支出事務については、本来なら当該職員の給与事務等を担当する県教育委員会が所掌すべきであるが、当該事務については確認行為が必要なことから、地方教育事務所を設置していない本県で教育委員会に一本化した場合、学校事務職員が確認行為に要する時間や経費が膨大なものとなり、非効率である。このようなことから、当該事務については、教育委員会からの要請に基づき各振興局総務出納課で所掌しているところであり、代替案のない現状では適当な処理方法と考えている。

現在、国においては県費負担教職員制度の見直しが行われているところであり、今後はこれらの動向を見据えながら、旅費の支出事務のあり方について関係機関と協議、検討していく。

(教育委員会事務局教職員課)

市町村立小中学校の教職員に係る旅費については、市町村立学校職員給与負担法の規定により都道府県が負担することとされ、また、法令の解釈として「負担」とは単に財源負担のみでなく、経費の支弁までを意味することとされている。

したがって、地方の教育事務所がない本県では、本庁で全ての小中学校の教職員旅費の支出事務を行うことは困難であり、振興局等の総務出納課において、所管する地域に所在する小中学校の教職員旅費の支出事務を執行している。

当面は、適時適切な旅費の制度・運用の見直し、小中学校事務職員に対する研修会の開催等により、旅費の円滑で効率的な執行に努めていきたい。

また、現在、国において、経費負担を含め、人事権を都道府県から市町村に移譲する県費負担教職員制度の見直しが行われているので、国の動向を注視していきたい。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○高等学校における女性管理職の登用について

管理職への登用は、男女の区別なく試験等により選考をされているが、高等学校では小中学校に比べ女性教員が試験を受ける割合が低い傾向にあるなど、女性管理職が少ない状況にある。

については、男女それぞれの視点での学校教育推進を図るため、高等学校においても、女性の意欲や能力が反映できるよう管理職の育成・選考のあり方を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局教職員課)

県立高等学校では、全教員に占める女性の割合は、平成13年度から平成18年度まではほぼ一定で平均すると23%であり、中学校37%、小学校60%のそれに比べてかなり低い状況にある。そのような中で、高等学校の女性管理職の任用状況は、平成15年度1名、平成16年度4名、平成17年度3名、平成18年度3名のような任用状況である。

なお、高等学校の管理職と一体的に人事管理を行っている教育委員会事務局や障害児教育諸学校の女性管理職級も含めた人数は、平成15年度6名、平成16年度7名、平成17年度

9名、平成18年度12名と着実に増加している。

教職員課では、女性の管理職登用の促進を組織目標として掲げており、今後も校長に対して、課の所管事項の説明や研修会などを通して、機会あるごとに、女性教員の主任への起用や管理職試験受験を推薦するよう依頼していく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○企業庁における環境への取り組みについて

企業庁の南部事務所においては、県の重要施策である環境に配慮した取り組みとして、太陽光発電設備を設置されたが、補助金以外の経費については料金収入によって賄われているので、用水供給に必要な施設以外を設置する際には、必要性や経済性を十分精査するとともに、常に受水市町や利用者の費用負担にも配慮しながら事業に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(企業庁)

事業実施に当たっては、受水市町の理解が得られるよう、計画当初から県等の助成制度を活用するとともに、事業規模や整備費用について見直しを行い当初の計画の2分の1に縮小するなど企業会計の負担額を極力抑制した内容とし、受水市町に対し、その必要性等を説明し理解を得て整備したものである。

今後とも、施設の設置・運営については、公営企業として常に受水市町はもとより利用者の費用負担に配慮しながら先進事例等の情報収集に努め、庁内外の議論を尽くし、必要性や経済性を十分検討して事業に取り組んでいく。

